

薬 第 852-2 号
平成29年11月15日

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会会長 様

埼玉県保健医療部長 本多 麻夫
(公 印 省 略)

麻薬等事故発生時の報告の徹底について (通知)

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
昨今、薬局や医療機関から大量の麻薬や向精神薬等が盗取される事故、また向精神薬の横流しが疑われる所在不明事案が頻発しています。

麻薬及び向精神薬取締法第35条をはじめとする関係法令には、麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料、覚せい剤及び覚せい剤原料について盗取、所在不明等の事故が発生した場合は、都道府県知事（埼玉県の場合は県保健所）へ速やかに届け出ることが定められていますが、一部では届け出が遅れ、原因究明、再発防止に支障をきたしている事例もあります。

麻薬や向精神薬等を取り扱う貴会員に対し、管理する麻薬や向精神薬等に盗取、所在不明等の事故が発生した場合は、事故発生の探知から概ね1週間以内を目途として、管轄の県保健所へ届け出ていただきますよう周知をお願いします。

なお、盗取や偽造（複製）処方箋による麻薬等の詐取が疑われる事案については、県保健所への届出とあわせて、警察への速やかな届出も行うようあわせて周知願います。

また、県内で発生した麻薬等の事故の事例を別紙のとおりまとめましたので、会員への情報提供をお願いします。

担 当：薬務課薬物対策担当 大林
電 話：048-830-3633
FAX：048-830-4806

県内で発生した麻薬等の事故事例

【盗取】

○診察室内に不審者が侵入し、現金とあわせて保管していた「ケタミン注」1バイアルを盗まれた。保管庫は簡易的なもので、堅牢性が不足していた。(県北東部、飼育動物診療施設、平成28年発生)

○前日に帳簿数量と在庫数が合致していたことを確認していた「レンドルミンD錠0.25mg」の数量を翌朝確認したところ、100錠不足していた。盗取の可能性が高い。(県西部、病院、平成29年発生)

○薬局の勤務薬剤師が薬局内の在庫管理システムや入出庫管理システムを不正に操作し、3年半の間に向精神薬2製剤320錠、向精神薬以外の医薬品8製剤を盗取していたことが判明した。薬局は警察への届出を行わなかった。(県南西部ほか、薬局、平成29年発生)

【所在不明】

○自動分包機のカセットに向精神薬を取り違えて充填したまま、約2か月間調剤を行っていた。患者から外観の形状が異なると指摘を受け、取り違えに気付いたが、帳簿上の在庫数量と実在庫数量に差異が生じた。(県西部、一般診療所、平成28年発生)

○業務終了時に「フェントステープ2mg」の在庫を確認したところ、帳簿上の数量と実在庫数量に差異があった。箱が分かれていた当該麻薬を1箱に取りまとめる作業中に誤って廃棄した可能性が高い。(県東部、病院、平成28年発生)

○入院患者用の麻薬を看護師2名で3名分配薬容器に取り出した後、患者に投与するために3名分まとめて持ち出したところ、最後の1名分の麻薬のうち、「オキシコンチン錠20mg」1錠が配薬容器から無くなっていた。まとめて持ち歩いている間に誤ってゴミ箱に落とし、そのまま廃棄した可能性が高い。(県西部、病院、平成29年発生)

【その他】

○スマートフォンの調剤予約アプリを使用して受け付けた処方箋が、複製された不正なものであったが、被疑者に対し、「ソルピデム酒石酸塩錠10mg」及び「トリアソラム錠0.25mg」を交付した。(県東部ほか、薬局、平成29年発生)

○「ソルピデム酒石酸塩錠5mg 1錠 10回分」を「ソルピデム酒石酸塩錠10mg 1錠 30日分」に書き換えた処方箋が持ち込まれ、書き換えた部分には処方医の訂正印が押されていた。薬局は疑義照会をしようと医療機関に連絡したが、休診日で連絡が取れず、薬局はそのまま患者に薬剤を交付した。翌日、改めて薬局が医療機関に疑義照会したところ、処方箋が改ざんされたものであることが判明した。(県西部、薬局、平成28年発生)

【麻薬及び向精神薬取締法】

○麻薬の事故届出

第 35 条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、(中略)麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあっては都道府県知事に届出なければならない。
(略)

○向精神薬の事故届出

第 50 条の 22 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその向精神薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、(中略)向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

○麻薬向精神薬原料の事故届出

第 50 条の 33 麻薬等原料営業者は、その所有する麻薬向精神薬原料につき、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその麻薬向精神薬原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、(中略)麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

【覚せい剤取締法】

○覚せい剤の事故届出

第 23 条 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となったときは、すみやかにその覚せい剤の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、(中略)覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者にあってはその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

○覚せい剤原料の事故届出

第 30 条の 14 第 30 条の 7 (所持の禁止) 第一号から第七号までに規定する者(病院、診療所、飼育動物診療施設の開設者、薬局開設者)は、その所有し、又は所持する覚せい剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となったときは、すみやかにその覚せい剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、(略)当該覚せい剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。